

令和7年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時 令和8年2月16日（月）午後2時

場 所 四街道市役所本館1号棟4階会議室

- 1 開会
- 2 総務部長挨拶
- 3 委員長選出
- 4 委員長挨拶
- 5 諮問
- 6 議題

(1) 令和7年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
1	文化センター改修工事に係る計画の策定	経営企画部 管財課
2	四街道市手話言語条例の制定	福祉サービス部 障がい者支援課

(2) 令和7年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
3	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	健康子ども部 保育課
4	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
5	四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	教育部 指導課
6	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	環境部 環境政策課

(3) 令和7年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

No.	行政活動の名称	担当課
7	四街道市道路占用条例の一部を改正する条例の制定	都市部 土木課
8	四街道市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定	都市部 土木課
9	四街道市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定	都市部 土木課
10	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 保育課
11	四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 保育課
12	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 保育課
13	第4次四街道市男女共同参画推進計画の中間年の見直し	地域共創部 みんなで課

14	四街道市高度地区指定基準の制定	都市部 都市計画課
15	市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画のガイドラインの策定	都市部 都市計画課
16	四街道市国土強靱化地域計画の修正	危機管理室
17	四街道市地域防災計画の修正	危機管理室
18	四街道市こども計画の一部変更	健康こども部 子育て支援課
19	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課
20	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第10期計画の策定	福祉サービス部 高齢者支援課
21	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定	上下水道部 経營業務課
22	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	消防本部 予防課
23	四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定	健康こども部 保育課
24	四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定	健康こども部 保育課
25	四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定	健康こども部 保育課
26	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
27	四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定	総務部 総務課
28	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課

(4) 令和8年度 市民参加手続の実施予定の評価

No.	行政活動の名称	担当課
29	四街道駅北口第1自転車駐車場他整備計画について	都市部 土木課
30	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則及び四街道市保育所等における保育の利用の調整に関する事務取扱要領の一部を改正する告示の制定	健康こども部 保育課
31	四街道市障害者日常生活用具給付等規則の一部を改正する規則の制定	福祉サービス部 障がい者支援課

(5) その他

# 令和7年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会 議事資料

[令和8年2月16日資料]

## 議題(1) 令和7年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

### 資料No.1 文化センター改修工事に係る計画の策定

実施状況シート(総括表).....	2
実施状況シート4【市民会議手続】.....	3
実施広報(市政だより).....	4
〃(ホームページ).....	5
〃(ポスター).....	6
実施結果公告.....	7
実施結果広報(ホームページ).....	8
実施状況シート1【意見提出手続】.....	9
実施公告.....	10
実施広報(市政だより).....	13
〃(ホームページ).....	14
実施結果公告.....	16
実施結果広報(ホームページ).....	17

### 資料No.2 四街道市手話言語条例の制定

実施状況シート(総括表).....	18
実施状況シート3【審議会等手続】.....	19
諮問書.....	20
実施結果公告.....	21
答申書.....	22
実施結果広報(ホームページ).....	23
実施状況シート1【意見提出手続】.....	24
実施公告.....	25
実施広報(市政だより).....	28
実施広報(ホームページ).....	29
実施結果公告.....	31
実施結果広報(ホームページ).....	32

議題（２）令和７年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No. 3	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート6【適用除外】	34
	（参考添付）実施予定シート	35
	適用除外公告	36
	適用除外広報（ホームページ）	37
資料No. 4	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート6【適用除外】	38
	（参考添付）実施予定シート	39
	適用除外公告	40
	適用除外広報（ホームページ）	41
資料No. 5	四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート6【適用除外】	42
	（参考添付）実施予定シート	43
	適用除外公告	44
	適用除外広報（ホームページ）	45
資料No. 6	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート6【適用除外】	46
	（参考添付）実施予定シート	47
	適用除外公告	48
	適用除外広報（ホームページ）	49
議題（３）令和７年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価		
資料No. 7	四街道市道路占用条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート	52

資料No. 8	四街道市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	53
資料No. 9	四街道市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	54
資料No. 10	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	55
資料No. 11	四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	56
資料No. 12	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	57
資料No. 13	第4次四街道市男女共同参画推進計画の中間年の見直し 実施予定シート.....	58
資料No. 14	四街道市高度地区指定基準の制定 実施予定シート.....	59
資料No. 15	市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画のガイドラインの 策定 実施予定シート.....	60
資料No. 16	四街道市国土強靱化地域計画の修正 実施予定シート.....	61
資料No. 17	四街道市地域防災計画の修正 実施予定シート.....	62
資料No. 18	四街道市こども計画の一部変更 実施予定シート.....	63

資料No. 19	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	64
資料No. 20	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第10期計画の策定 実施予定シート.....	65
資料No. 21	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	66
資料No. 22	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	67
資料No. 23	四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定 実施予定シート.....	68
資料No. 24	四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 実施予定シート.....	69
資料No. 25	四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定 実施予定シート.....	70
資料No. 26	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	71
資料No. 27	四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	72
資料No. 28	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート.....	73

**議題（４）令和８年度 市民参加手続の実施予定の評価**

資料No. 29	四街道駅北口第1自転車駐車場他整備計画について 実施予定シート.....	76
----------	---	----

資料No. 30 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則及び 四街道市保育所等における保育の利用の調整に関する事務取扱要領の一 部を改正する告示の制定 実施予定シート.....	77
資料No. 31 四街道市障害者日常生活用具給付等規則の一部を改正する規則の制定 実施予定シート.....	78

## 議題（１）

令和７年度

市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】経営企画部管財課 管財係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	文化センター改修工事に係る計画の策定				
概要	四街道市公共施設個別施設計画において、文化センターの改修を位置付けており、施設の長寿命化を図るとともに、ユニバーサルデザインに則した改修工事を実施するための計画を策定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R7年7月3日制定	行政活動実施時期 *2	R7年7月4日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1・・・市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2・・・計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	文化センター改修工事計画(案)に係るパブリックコメント	R7年4月15日	R7年4月16日 ～R7年5月15日	5人 15件	R7年7月3日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)				人 ( )人	
市民会議手続(第4号)	文化センター大規模改修工事に関する市民会議(ワークショップ)	R6年6月17日 ～R6年7月18日	①R6年8月4日 ②R6年10月27日 ③R6年12月22日 ④R7年2月2日	①18人 ②13人 ③15人 ④15人	R7年3月17日
その他の方法(第5号)				人	
*1・・・市民会議手続:公募委員募集時期等 *2・・・意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

## 実施状況シート4【市民会議手続】

【担当課・係名】 経営企画部管財課 管財係

行政活動の名称		文化センター改修工事に係る計画の策定		
市民会議の名称		文化センター大規模改修工事に関する市民会議(ワークショップ)	構成員数 18 人	
募集	募集期間	R6年6月17日 ～ R6年7月18日		
	募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R6年6月15日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R6年6月15日 <input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(旧庁舎内、第二庁舎、文化センター等ポスターを掲示)		
	市民会議に求めた成果物	各回のテーマに関する意見・アイデア		
実施	開催期日 ( )内に出席者数	R6年 8月 4日(日) (18)	年 月 日( ) ( )	
		R6年 10月 27日(日) (13)	年 月 日( ) ( )	
		R6年 12月 22日(日) (15)	年 月 日( ) ( )	
		R7年 2月 2日(日) (15)	年 月 日( ) ( )	
	市民会議への市職員、有識者等の関与 (条例第12条第3項の規定による対応)	アドバイザーとして、各回に市職員が6～8名、文化センター大規模改修工事設計委託の受託業者が3名、文化センター指定管理業者が2名参加(いずれも構成員数には含めず。)		
意見提出された日	R7年 2月 14日			
結果	意見の取扱い	計画案を策定する上での参考とした。		
	公表日(公告日)・公告番号	R7年 3月 17日 四街道市公告第53号		
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R7年3月17日 <input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他( )		

市民参加推進本部コメント	【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	

市民参加推進評価委員会コメント
-----------------

# 文化センター大規模改修工事に関する 市民会議(ワークショップ)を開催します



詳しくはこちら  
市ホームページ

7年度から8年度にかけて、文化センターの大規模改修工事を計画しています。今年度は、改修工事の内容を具体的に決める設計業務を行います。

この設計業務を進めていくに当たり、利用者である市民の皆さんも参加できる市民会議(ワークショップ)を開催します。文化センターは、市民の文化、教養の向上と福祉の増進を図るための施設です。文化センターの今後のあり方について一緒に考えてみませんか。

### 【全体テーマ】

「文化の発信拠点となる施設」をめざして

### 【募集期間】

6月17日(月)～7月18日(木)

### 【応募方法】

参加申込書に必要事項を記入の上、郵送、持参、FAXまたはメールで管財課

☎ 管財課 ☎421-6112 FAX424-2015

✉ ykanzai@city.yotsukaido.chiba.jp

### 市民会議(ワークショップ)開催概要

開催日時(予定)	①8月4日(日)10時～12時 ②10月27日(日)10時～12時 ③11月17日(日)10時～12時 ※会議への参加は無報酬となります
応募資格	市内在住・在勤・在学の高校生以上で、市民会議(ワークショップ)に継続的に参加できる方
募集人数	30人程度(いずれも参加できる方) ※応募多数の場合、男女比や年齢構成、地域構成などを考慮して決定しますのでご了承ください
開催場所	市役所5階第1会議室(①) 保健センター2階会議室(②、③)



▼ここから下は広告です。広告の内容については、広告主へお問い合わせください。広告掲載については、株式会社サンケイちば企画まで。☎043-202-8600

## TSUKEMEN CONCERT キャンドルのぬくもり

10月5日(土) 開場 13:15 開演 14:00

全席指定席 6,000円 特別料金(障がい者手帳お持ちの方・車いす席) 3,000円

出演: TAIRIK (ヴァイオリン・ヴィオラ)  
SUGURU (ピアノ)  
KENTA (ヴァイオリン)  
企画制作 2ndNOTE/さだ企画 ※未就学児の入場不可

入場者券販売: 7月7日(日)販売  
窓口販売 10時00分～ 電話予約 15時00分～



## 昇太 宮治 二人会

10月11日(金) 開場 17:30 開演 18:00

全席指定席

S 席 3,500円  
A 席 3,000円  
車いす席 2,000円

※未就学児の入場不可

出演: 春風亭昇太、桂宮治

入場者券販売:  
6月22日(土)販売  
窓口販売 10時00分～  
電話予約 15時00分～



○主催・共催/会場 四街道市文化センター / ☎043-423-1618○

## 円福寺自然葬

宗旨・宗派不問 管理費・維持費不要

ペットと一緒に入れる  
エリアもあります

自然葬墓地 **25万円**より  
—生前予約可能—

安心の個別埋葬 3霊まで埋葬出来るので、  
家族墓として使用可能です。

安心の永代供養 円福寺僧侶が永代に亘って  
供養・管理します。

～永代に亘って合祀はいたしません～

自然葬墓地

☎043-423-9153

受付時間/9:00～16:00  
〒284-0012 四街道市物井856

総武本線物井駅 徒歩8分

東関東道四街道IC 車で8分

物井 円福寺

検索

[暮らし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政に関するお知らせ](#) [文化センター大規模改修工事について](#)

文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）を開催します

## 文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）を開催します

更新：2024年6月15日

### 市民会議（ワークショップ）の概要

7年度から8年度にかけて、文化センター大規模改修工事を予定しています。今年度は、大規模改修工事（長寿命化工事や新たな機能の設置など）の内容を具体的に決める設計業務を行います。

この設計業務を進めていくに当たり、利用者である市民の皆さんも参加できる市民会議（ワークショップ）を開催します。市民の皆さんにとって、安全で利用しやすく、文化、教養の向上及び福祉の増進を図れる施設を目指して、市民会議（ワークショップ）へのご参加をお待ちしております。

#### 市民会議（ワークショップ）開催概要

	詳細
開催日時 (予定)	1 令和6年8月4日（日曜） 時間：午前10時から正午 2 令和6年10月27日（日曜） 時間：午前10時から正午 3 令和6年11月17日（日曜） 時間：午前10時から正午 (注釈) 会議への参加は無報酬となります。
応募資格	市内在住・在勤・在学の高校生以上の方 市民会議（ワークショップ）に継続的に参加できる方
募集人数	30人程度（いずれも参加できる方） (注釈) 応募多数の場合は、男女比や年齢構成、地域構成などを考慮して決定しますのでご了承ください
開催場所	市役所5階会議室（1） 保健センター2階会議室（2、3）

### 募集期間

令和6年6月17日（月曜）から令和6年7月18日（木曜）  
(注釈) 令和6年7月18日（木曜）必着となります。

### 申し込み方法

市役所管財課管財係窓口または下記より参加申込書を入手し、必要事項を記入のうえで、市役所へ郵送、持参、FAXまたはメールにて送信ください。

(送付先)

郵送先：四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 経営企画部管財課

FAX：043-424-2015

メール：ykanzai@city.yotsukaido.chiba.jp

[参加申込書（ワード：19KB）](#)

### お問い合わせ

経営企画部管財課

電話：043-421-6112

[文化センター大規模改修工事について](#)[文化センター大規模改修工事に係る全面休館について](#)[第4回文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）の開催結果について](#)[第3回文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）の開催結果について](#)[第2回文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）の開催結果について](#)[第1回文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）の開催結果について](#)[文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）を開催します](#)

情報が

見つからないときは



AIチャットボットです！  
ご用件を伺います

[ページの先頭へ](#)



## 文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）を実施します！

市民会議（ワークショップ）にて、「総合計画第1期基本計画」などに位置付けされている、文化センター大規模改修工事（長寿命化工事や新たな機能の設置など）の内容を皆さんと一緒に考えます。

市民の皆さんにとって、安全で利用しやすく、市民の文化、教養の向上及び福祉の増進を図るとともに、憩い、賑わいの場を創出するため市民会議（ワークショップ）へのご参加をお待ちしております。

ワークショップへの参加方法などの詳細は、「市政だより令和6年6月15日号」または「市ホームページ」をご覧ください。

問い合わせ先

電話番号 | 043-421-6112

FAX | 043-424-2015

メール | [ykanzai@city.yotsukaido.chiba.jp](mailto:ykanzai@city.yotsukaido.chiba.jp)

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民会議手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号の市民会議手続を行ったので、条例第12条第4項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年3月17日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民会議手続の対象等

(1) 市民会議の名称

文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）

(2) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の名称

文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）資料

(3) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 会議メンバー意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 その他

上記2の会議メンバー意見及び意見に対する市の考え方は、  
経営企画部管財課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

経営企画部管財課（Tel. 043-421-6112）

暮らし 子育て 健康・福祉 市政情報 **四街道の魅力**

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和6年度 \(市民会議手続\) 文化センター大規模改修工事に関する市民会議手続 \(結果公表\)](#)

## (市民会議手続) 文化センター大規模改修工事に関する市民会議手続 (結果公表)

令和6年度

更新：2025年3月17日

### 文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）においての意見結果

令和6年8月4日（第1回）、10月27日（第2回）、12月22日（第3回）、令和7年2月2日（第4回）に「文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）」を実施したところ、以下のとおり意見の提出がありました。  
提出された意見の概要とその意見に対する市の考え方をまとめましたので公表します。

#### 市民会議手続の対象等

- 市民会議の名称  
文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）
- 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の名称  
文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）資料
- 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の概要

[第1回 資料 \(PDF: 1,695KB\)](#)

[第2回 資料 \(PDF: 3,052KB\)](#)

[第3回 資料 \(PDF: 3,964KB\)](#)

[第4回 資料 \(PDF: 1,972KB\)](#)

#### 提出された意見と市の考え方

[文化センター大規模改修工事に関する市民会議（ワークショップ）意見書 \(PDF: 223KB\)](#)

[意見の概要と市の考え方 \(PDF: 119KB\)](#)

#### その他

公募委員の意見及び意見に対する市の考え方は、市ホームページのほか、経営企画部管財課管財係の窓口で閲覧できます。なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

#### お問い合わせ

経営企画部管財課  
電話：043-421-6112

[\(意見提出手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\)「四街道市自転車活用推進計画」及び「四街道市自転車ネットワーク計画」の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市子どもルームにおける入所の基準等を定める要綱案及び四街道市子どもルーム条例の一部を改正する条例案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市国民保護計画修正案に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市子ども計画の策定に係る四街道市子ども・子育て会議 \(結果公表\)](#)

(市民会議手続) 文化センター大規模改修工事に関する市民会議手続 (結果公表)

[\(意見提出手続\) 四街道市子ども計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市地域公共交通計画の策定に係る四街道市地域公共交通会議 \(結果公表\)](#)

 **情報が**  
見つからないときは

 **AIチャットボットです!**  
ご利用を伺います



[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

## 実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 経営企画部管財課 管財係

行政活動の名称		文化センター改修工事に係る計画の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	文化センター大規模改修工事計画(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	R7年4月15日 四街道市公告第65号				
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R7年4月15日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R7年4月15日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> その他( )				
実施	意見提出期間	R7年4月16日	～	R7年5月15日	30日間	
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	4人 1団体	5件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取扱い	意見の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	15件	
		意見を反映した				3件
		意見を反映しなかった				9件
		その他(感想、案件以外の意見等)				3件
	公表日(公告日)・公告番号	R7年7月3日 四街道市公告第143号				
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R7年7月3日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> その他( )					

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和7年4月15日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 意見提出手続の対象

- (1) 計画等の案の名称  
文化センター大規模改修工事計画（案）
- (2) 計画等の案の内容  
別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

経営企画部管財課の窓口（市役所1号棟2階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は担当課窓口、市ホームページから入手可能）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

- ア 市内に住所を有する者  
住所及び氏名、連絡先
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人  
住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者  
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者  
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人  
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
経営企画部管財課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2015  
経営企画部管財課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykanzai@city.yotsukaido.chiba.jp  
経営企画部管財課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和7年4月15日（火）から5月15日（木）まで

※ 郵送の場合は、5月15日（木）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

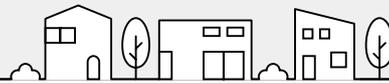
令和7年6月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

経営企画部管財課 (Tel 043-421-6112)



## ごみの減量に協力しているお店があるよ

市では、食品ロス削減のための「食べきり協力店」や、ごみの減量のための「エコショップよつかいどう」などの取り組みを実施しているよ。

クルちゃんの  
ごみの話  
no.191

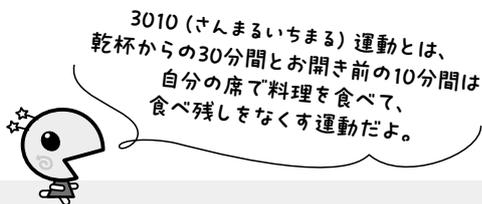


### ●食べきり協力店

食品ロス削減に取り組んでいる市内の飲食店だよ。ぜひ利用してみてね。

#### 【取り組み】

- ▶小盛りメニューの導入（ハーフサイズの設定や量の調節など）
- ▶食べ残しを減らすための呼びかけ（3010運動など）、特典の付与、ポスターの掲示など



### ●エコショップよつかいどう

環境に配慮した取り組みを行う市内の小売店だよ。

#### 【取り組み】

- ▶ばら売りまたは量り売り
  - ▶リサイクルのための店頭回収
  - ▶商品の修理サービス など
- 取り組みは店舗によって違うので、市のホームページを確認してみてね！



▲エコショップ  
よつかいどう  
認定マーク

#### ◇協力店を募集しています

市では新しく「食べきり協力店」や「エコショップよつかいどう」になってくれるお店を募集しているよ。店舗の取り組みや募集について、詳しくは市ホームページや廃棄物対策課に問い合わせせてね。

📞 廃棄物対策課 ☎421-6132

## 意見募集

対象	募集期間	担当課
文化センター大規模改修工事計画（案）	4月16日(水) ～5月15日(木)	管財課 ☎421-6112 FAX424-2015 ✉ykanzai@city.yotsukaido.chiba.jp

#### 意見提出の対象者

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人・法人・その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

#### 資料の閲覧方法

担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから閲覧可

#### 意見提出方法

募集期間内に、意見書（様式は担当課窓口、市ホームページから入手可能）に必要事項（住所・氏名・連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出  
※結果の公表については、市ホームページなどで行います  
※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

## 本市に転入された皆さんへ 手続きはお済みですか？

予防接種と乳幼児健診実施状況の届出	母子健康手帳を持参し、転入前の状況を届け出てください。未接種（受診）分の予診票などをお渡しします。
【妊娠中、1歳未満児がいる方】 妊婦・乳児健診受診票の交換	他市町村発行の受診票の未使用分と本市の受診票を交換しますので、母子健康手帳と別冊を持参してください。
【20歳以上】 おとなのがん検診などの申し込み	希望する方は、転入時にお渡ししたご案内を確認の上、お申し込みください。
【満65歳】 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種	過去に肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）を未接種で、接種を希望する方はご連絡ください。
帯状疱疹ワクチン定期接種	対象者は年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方が対象です。7年度に限り、101歳以上の方も対象となります。対象の方には4月上旬に通知を発送しています。未接種で接種を希望する方はご連絡ください。

📞 健康増進課 ☎421-6100

暮らし | 子育て | 健康・福祉 | 市政情報 | 四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#)

(意見提出手続) 文化センター大規模改修工事に関する意見の募集

## (意見提出手続) 文化センター大規模改修工事に関する意見の募集

更新：2025年4月15日

実施中の市民参加手続

(意見提出手続) 文化センター大規模改修工事に関する意見の募集

### 文化センター大規模改修工事に関するパブリックコメントの実施

文化センター大規模改修工事は、四街道市総合計画などに基づき、「地域文化の振興拠点」や施設の長寿命化を実現することを目的に実施するものです。当該工事において、施設の長寿命化やバリアフリー化を図るほか、新たな機能（市民ギャラリー及び歴史民俗資料施設）を設置し、施設全体の有効活用をめざします。

安全で利用しやすく、文化、教養の向上及び福祉の増進を図れる施設を目指して、このたび、計画案を作成しましたので、広く皆様から意見を募集します。

 情報が  
見つからないときは

### 計画等の案

文化センター大規模改修工事計画（案）

### 資料の閲覧方法

#### 窓口閲覧

【閲覧場所】

- ・管財課（市役所本館1号棟2階）
- ・情報公開室（市役所本館1号棟3階）

【閲覧時間】

- ・午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

#### 市ホームページ（以下よりダウンロード）

[文化センター大規模改修工事計画（PDF：2,030KB）](#)

こちらからダウンロードできます。

### 意見募集期間

令和7年4月16日（水曜）から令和7年5月15日（木曜）  
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

### 意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人（市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。）  
（注釈）国籍、年齢等は問いません。

### 意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。  
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

### 持参

 AIチャットボットです！  
ご利用を伺います



市役所本館 1号棟 2階 管財課窓口

### 郵送

〒284-8555  
千葉県四街道市鹿渡無番地  
四街道市経営企画部管財課あて

### FAX

043-424-2015  
四街道市経営企画部管財課あて

### 電子メール

メールアドレス : ykanzai (アットマーク) city.yotsukaido.chiba.jp  
(注釈) メールアドレスの (アットマーク) を@に置き換えてください  
四街道市経営企画部管財課あて

- ・メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
- ・添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
- ・メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

### 意見の検討結果の公表

令和7年6月頃  
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

- ・賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。
- ・氏名、住所、連絡先等は公表しません。

#### [意見書 \(ワード : 21KB\)](#)

意見書様式のダウンロードができます。  
上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入してください。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

### お問い合わせ

経営企画部管財課  
電話 : 043-421-6112

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

### 四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分~17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話 : 043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです!  
ご用件を伺います



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年7月3日

四街道市長 鈴木陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

文化センター大規模改修工事計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容

別紙3のとおり

4 その他

上記の別紙1～3は、経営企画部管財課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

経営企画部管財課（TEL 043-421-6112）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [実施中の市民参加手続](#) >

(意見提出手続) 文化センター大規模改修工事に関する意見の募集 (結果公表)

## (意見提出手続) 文化センター大規模改修工事に関する意見の募集 (結果公表)

更新：2025年7月3日

### 文化センター大規模改修工事計画(案)に関する意見の募集の結果

文化センター大規模改修工事計画(案)に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

#### 意見の提出状況

- 意見提出者数 5人
- 意見提出件数 12件
- その他意見件数 3件

#### 意見の概要及び意見に対する市の考え方

[意見の概要及び意見に対する市の考え方 \(PDF: 118KB\)](#)

#### 意見提出手続を経て修正した内容

[意見提出手続を経て修正した内容【抜粋】 \(PDF: 326KB\)](#)

### 文化センター大規模改修工事に関するパブリックコメントの実施

文化センター大規模改修工事は、四街道市総合計画などにに基づき、「地域文化の振興拠点」や施設の長寿命化を実現することを目的に実施するものです。当該工事において、施設の長寿命化やバリアフリー化を図るほか、新たな機能(市民ギャラリー及び歴史民俗資料施設)を設置し、施設全体の有効活用をめざします。

安全で利用しやすく、文化、教養の向上及び福祉の増進を図れる施設を目指して、このたび、計画案を作成しましたので、広く皆様から意見を募集します。

**意見の募集は終了しました。**

#### 計画等の案

文化センター大規模改修工事計画(案)

#### 資料の閲覧方法

##### 窓口閲覧

【閲覧場所】

- 管財課(市役所本館1号棟2階)
- 情報公開室(市役所本館1号棟3階)

【閲覧時間】

- 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日を除く。)

##### 市ホームページ(以下よりダウンロード)

[文化センター大規模改修工事計画 \(PDF: 2.036KB\)](#)

こちらからダウンロードできます。

#### 意見募集期間

令和7年4月16日(水曜)から令和7年5月15日(木曜)

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分(土曜、日曜、祝日を除く。)

実施中の市民参加手続

(意見提出手続) 文化センター大規模改修工事に関する意見の募集

情報が  
見つからないときは

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】福祉サービス部障がい者支援課 支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市手話言語条例の制定				
概要	手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及について、市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進に係る施策の推進のため、条例を制定します。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R7年9月29日議決	行政活動実施時期 *2	R7年9月30日公布 R7年10月1日施行	実施段階(PDCA)*3	P
*1・・・市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2・・・計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	四街道市手話言語条例(案)に係るパブリックコメント	R7年5月23日	R7年5月24日～6月22日	0人 0件	R7年6月30日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	四街道市保健福祉審議会		R7年5月19日	3人 15(3)人	R7年5月22日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)				人	
*1・・・市民会議手続:公募委員募集時期等 *2・・・意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

### 実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部障がい者支援課 支援係

行政活動の名称		四街道市手話言語条例の制定				
審議会等の名称		四街道市保健福祉審議会	委員数(うち公募)	15(3)人		
実施	意見を求めた日	R7年5月19日	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問	<input type="checkbox"/> 依頼	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
	計画等、資料の名称	四街道市手話言語条例(案)				
	開催期日 ( )内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R7年5月19日(月)	(2)	[3]	年 月 日( )	( ) [ ]
		年 月 日( )	( )	[ ]	年 月 日( )	( ) [ ]
		年 月 日( )	( )	[ ]	年 月 日( )	( ) [ ]
		年 月 日( )	( )	[ ]	年 月 日( )	( ) [ ]
意見提出された日	R7年5月19日	<input checked="" type="checkbox"/> 答申	<input type="checkbox"/> 提言	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
意見提出に至る審議過程	市が提示した条例案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した条例案に対して答申が成された。					
結果	意見の取扱い	答申については、審議会での議論を整理・集約したもので、原案に対しては異議のない旨の答申がされたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する条例案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R7年5月22日 四街道市公告第110号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R7年5月22日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日		
<input type="checkbox"/> その他( )						

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

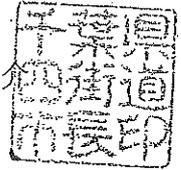
市民参加推進評価委員会コメント	



社 第 3 9 号  
令和 7 年 5 月 1 9 日

四街道市保健福祉審議会  
会長 澁谷 哲 様

四街道市長 鈴木 陽



四街道市手話言語条例について（諮問）

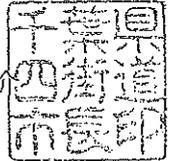
四街道市保健福祉審議会条例第 2 条の規定により、四街道市手話言語条例について、  
貴審議会の意見を求めます。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年 5月22日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市保健福祉審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市手話言語条例（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

答申（別紙2）については、四街道保健福祉審議会での議論を整理・集約したものであるため、修正は行いませんでした。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、福祉サービス部障がい者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部障がい者支援課（Tel 043-421-6122）

令和7年5月19日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市保健福祉審議会  
会長 澁谷



四街道市手話言語条例について（答申）

令和7年5月19日付社第39号で諮問のありましたこのことについては、  
下記のとおり答申します。

記

1. 手話は言語であるという認識に基づき、その理解と普及を進めることにより、障がいの有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰とでも、どんな時でも手話でつながることのできる四街道市が実現することを願います。

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(審議会等手続) 四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会 (結果公表)

## (審議会等手続) 四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会 (結果公表)

更新：2025年5月22日

今年度終了した市民参加手続

[\(意見提出手続\) 四街道市手話言語条例\(案\)に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

(審議会等手続) 四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会 (結果公表)

 **情報が**  
見つからないときは

### 四街道市手話言語条例に関する四街道市保健福祉審議会への諮問

四街道市手話言語条例について、令和7年5月19日開催の四街道市保健福祉審議会に諮問しました。

[諮問書 \(PDF : 92KB\)](#)

[諮問資料1-1 \(PDF : 82KB\)](#)

[諮問資料1-2\(条例案\) \(PDF : 118KB\)](#)



諮問の様子

### 四街道市保健福祉審議会からの答申

令和7年5月19日開催の四街道市保健福祉審議会において、次のとおり答申を受けました。

[答申書 \(PDF : 113KB\)](#)



答申の様子

### 意見の概要及び意見に対する市の考え方

答申に対する市の考え方は次のとおりです。

答申については、四街道市保健福祉審議会での議論を整理・集約したものであるため、修正は行いませんでした。

### 今後の取り扱い

今後は、意見提出手続(パブリックコメント)を実施し、皆様のご意見を募集します。

### 関連事項

[\(意見提出手続\) 四街道市手話言語条例\(案\)に係る意見の募集](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 AIチャットボットです!  
ご利用を伺います



## 実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部障がい者支援課 支援係

行政活動の名称	四街道市手話言語条例の制定			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市手話言語条例(案)		
	公表日(公告日)・公告番号	R7年5月23日 四街道市公告第112号		
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R7年5月1日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R7年5月23日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日
		<input type="checkbox"/> その他( )		
実施	意見提出期間	R7年5月24日	～	R7年6月22日 30日間
	期間短縮した場合の理由			
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向 特になし
結果	意見の取扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 件
		意見を反映した		件
		意見を反映しなかった		件
		その他(感想、案件以外の意見等)		件
	公表日(公告日)・公告番号	R7年6月30日 四街道市公告第139号		
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R7年6月30日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日
	<input type="checkbox"/> その他( )			

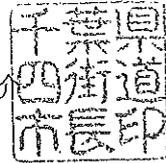
市民参加推進本部コメント	<b>【Check 欄】</b> ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	
市民参加推進評価委員会コメント		

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和7年5月23日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市手話言語条例（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

福祉サービス部障がい者支援課の窓口（市役所本館1号棟）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者  
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者  
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人  
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
福祉サービス部障がい者支援課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011  
福祉サービス部障がい者支援課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp  
福祉サービス部障がい者支援課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和7年5月24日（土）から6月22日（日）まで

※ 郵送の場合は、6月20日（金）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和7年6月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

福祉サービス部障がい者支援課 (Tel 043-421-6122)

補助があります

## 7年度慰霊巡拝

厚生労働省では、旧主要戦域や遺骨収集のできない海域における戦没者や、旧ソ連などの抑留中に死亡した方を慰霊するため、慰霊巡拝を実施しています。各都道府県援護担当課を通じて参加遺族の募集を行い、旅費の3分の1が国から補助されます。

対象：戦没者の配偶者（再婚した者を除く）、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、孫、甥・姪  
申し込み・問い合わせ：県健康福祉指導課 援護班  
☎22312354  
（担当：社会福祉課）

もしもに備えて

## かかりつけ医を持ちましょう



かかりつけ医・かかりつけ歯科医は、健康に関することを何でも相談できる上、必要なときには専門的な医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる医師や歯科医師です。急な病気はもちろん、健康のこと、医学や医療のこと、些細なことでも気軽に相談できるかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことをお勧めします。

の医療資源を守ることにもつながります。もしものとき、安心して医療を受けるために、自分に合ったかかりつけ医・かかりつけ歯科医を探しておきましょう。

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つと】

- ・日頃の健康状態を把握してもらえる
- ・症状に適した専門医療機関を紹介してもらえる
- ・病気の早期発見や予防につながる

☎健康増進課 ☎421-6100

## 銃器による害鳥(カラスなど)の駆除を実施



鳥類が原因として考えられる農作物の被害軽減のため、銃器による害鳥（カラスなど）の駆除を行います。

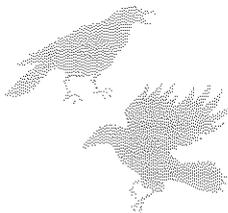
とき…6月4日(水) 日の出から正午まで

※天候などにより6月5日(木)、6日(金)に順延する場合があります

対象地域…市街地を除く農地周辺

※宅地などを除きます。対象地域の詳細は市ホームページでご確認ください

☎産業振興課 ☎421-6133



## 介護のつどい



### 【虹の会】

とき……5月27日(火)10時～12時

ところ…福祉センター3階会議室

内容……訪問看護について

### 【男の介護を語ろう会】

とき……5月1日(木)10時～12時

ところ…福祉センター3階会議室

※オンラインでの参加も可能です。ご希望の方は3日前までにお問い合わせください

☎地域包括支援センター ☎420-6070

(担当：高齢者支援課)

## 意見募集

対象	募集期間	担当課
手話言語条例(案)	5月24日(土)～6月22日(日)	障がい者支援課 ☎421-6122 FAX424-2011 ✉ yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp

### 意見提出の対象者

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人・法人・その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

### 資料の閲覧方法

担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから閲覧可

### 意見提出方法

募集期間内に、意見書（様式は担当課窓口、市ホームページから入手可能）に必要事項（住所・氏名・連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出  
※結果の公表については、市ホームページなどで行います  
※ご不明な点は担当課にお問い合わせください



音声読み上げ・文字拡大

サイトマップ

Multilingual

検索

- 暮らし
- 子育て
- 健康・福祉
- 市政情報
- 四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続)四街道市手話言語条例(案)に係る意見の募集

## (意見提出手続)四街道市手話言語条例(案)に係る意見の募集

更新：2025年5月23日

### 四街道市手話言語条例(案)に係る意見提出手続(パブリックコメント)の実施

四街道市では、障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指しています。

しかしながら、手話言語に対する社会的な認識や理解は、十分に深まっているとは言い難く、手話が「言語」であるという認識を広く普及させていくことが求められています。

このたび、本市では、手話は言語であるとの認識に基づき、その理解と普及を進めることにより、障がいの有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰とでも、どんな時でも手話でつながることのできるまちの実現を目指し、「四街道市手話言語条例(案)」を策定いたしましたので、本条例案に対し、広く市民の皆様からのご意見を募集いたします。

### 条例等の案

四街道市手話言語条例(案)

[四街道市手話言語条例\(案\) \(PDF: 105KB\)](#)

### 資料の閲覧方法

障がい者支援課にて配布(市役所本館1号棟1階5番窓口)(平日開庁時間午前8時30分～午後5時15分)

市ホームページよりダウンロード

### 意見募集期間

令和7年5月24日(土曜)から6月22日(日曜)

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分(土曜、日曜、祝日を除く。)

### 意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人(脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

(脚注1) 国籍、年齢等は問いません。

(脚注2) 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

### 意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。  
また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

#### 持参

市役所本館1号棟1階5番窓口 障がい者支援課

#### 郵送

今年度終了した市民参加手続

(意見提出手続)四街道市手話言語条例(案)に係る意見の募集

(審議会等手続)四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会(結果公表)

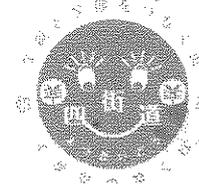


情報が

見つからないときは



AIチャットボットです!  
ご利用ください



〒284-8555  
千葉県四街道市鹿渡無番地  
四街道市福祉サービス部障がい者支援課あて

#### FAX

043-424-2011  
四街道市福祉サービス部障がい者支援課あて

#### 電子メール

メールアドレス：yshogai（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp  
（注釈）メールアドレスの（アットマーク）を@に置き換えてください  
四街道市福祉サービス部障がい者支援課あて

- ・メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
- ・添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
- ・メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

[意見提出手続による意見書（任意様式）（ワード：21KB）](#)

[意見提出手続による意見書（任意様式）（WORD）のダウンロードができます。](#)

[上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入してください。](#)

#### 意見の検討結果の公表

令和7年6月下旬頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

・賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

・氏名、住所、連絡先等は公表しません

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

#### お問い合わせ

福祉サービス部障がい者支援課

電話：043-421-6122

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

[四街道市役所](#)

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！  
ご利用を促します

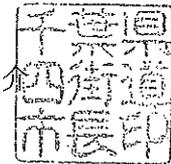


四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和7年6月30日

四街道市長 鈴木 陽



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市手話言語条例

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

なし

4 その他

上記の別紙1は、福祉サービス部障がい者支援課の窓口（市役所本館1号棟）で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

福祉サービス部障がい者支援課（Tel 043-421-6122）

暮らし | 子育て | 健康・福祉 | 市政情報 | 四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続) 四街道市手話言語条例(案)に係る意見の募集(結果公表)

## (意見提出手続) 四街道市手話言語条例(案)に係る意見の募集(結果公表)

更新：2025年6月30日

### 四街道市手話言語条例(案)に係る意見提出手続(パブリックコメント)の結果公表

四街道市手話言語条例(案)に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

#### 意見の提出状況

意見提出者数 0人  
意見提出件数 0人

#### 意見の概要及び意見に対する市の考え方

提出意見が無いため、修正はありません。

#### 四街道市手話言語条例(案)に係る意見提出手続(パブリックコメント)の実施

四街道市では、障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指しています。

しかしながら、手話言語に対する社会的な認識や理解は、十分に深まっているとは言えず、手話が「言語」とあるという認識を広く普及させていくことが求められています。

このたび、本市では、手話は言語であるとの認識に基づき、その理解と普及を進めることにより、障がいの有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰とでも、どんな時でも手話でつながることのできるまちの実現を目指し、「四街道市手話言語条例(案)」を策定いたしましたので、本条例案に対し、広く市民の皆様からのご意見を募集いたします。

**意見の募集は終了しました。**

#### 条例等の案

四街道市手話言語条例(案)

[四街道市手話言語条例\(案\) \(PDF: 105KB\)](#)

#### 資料の閲覧方法

障がい者支援課にて配布(市役所本館1号棟1階5番窓口) (平日開庁時間午前8時30分~午後5時15分)  
市ホームページよりダウンロード

#### 意見募集期間

令和7年5月24日(土曜)から6月22日(日曜)  
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分(土曜、日曜、祝日を除く。)

#### 意見提出ができる人

今年度終了した市民参加手続

(意見提出手続) 四街道市手話言語条例(案)に係る意見の募集(結果公表)

[\(審議会等手続\) 四街道市手話言語条例に係る四街道市保健福祉審議会\(結果公表\)](#)

 情報が  
見つからないときは

 AIチャットボットです!  
ご利用を伺います



## 議題（２）

令和７年度

市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定				
概要	令和8年度から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく新たな給付対象として全国の自治体において実施される乳児等通園支援事業の設備及び運営について、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定により条例で基準を定めるもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	法第34条の16第2項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。)に従い、又は参酌した結果、本件行政活動により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)				
公表日(公告日)・公告番号	R7年7月3日 四街道市公告第144号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年7月3日		
	計画等決定時期 *2 R7年9月29日議決	行政活動実施時期 *3	R7年9月30日公布 R7年9月30日施行	実施段階(PDCA) *4	P
<p>*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載                  *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)                  *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)                  *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定			
概要	令和8年度から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく新たな給付対象として全国の自治体において実施される乳児等通園支援事業の設備及び運営について、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定により条例で基準を定めるもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年9月公布 R7年9月施行	実施段階(PCDA)	P	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	法第34条の16第2項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。)に従い、又は参酌した結果、本件行政活動により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年7月3日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。

（詳細な理由）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。）に従い、又は参酌した結果、本件行政活動により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。（第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの）

3 その他

上記については、  
健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分  
までとする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（Tel. 043-420-7526）

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

更新：2025年7月3日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。

### 詳細な理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。）に従い、又は参酌した結果、本件行政活動により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。（第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの）

### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

[四街道市市民参加条例施行規則](#)

### お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-420-7526（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

### 今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定](#)

[情報が  
見つからないときは](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概要	基幹業務のシステム標準化に伴い、新たな証明書の発行が開始されること及びその発行に関連して単位、種類の変更を行い、標準化移行後においても、適正な手数料を徴収する必要があることから、当条例の一部の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	基幹業務のシステム標準化に伴う新たな証明書の発行に関連する単位、種類の変更であり、手数料の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R7年7月30日 四街道市公告第179号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年7月30日		
	計画等決定時期 *2	R7年9月29日 議決	行政活動実施時期 *3	R7年9月30日公布 R7年11月25日施行	実施段階(PDCA) *4
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定		
概要	基幹業務のシステム標準化に伴い、新たな証明書の発行が開始されること及びその発行に関連して単位、種類の変更を行い、標準化移行後においても、適正な手数料を徴収する必要があることから、当条例の一部の改正を行うもの。		
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)		

行政活動実施予定時期	R7年9月公布 R7年11月施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
------------	---------------------	------------	---	---

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)
-------------------	--

詳しい理由	基幹業務のシステム標準化に伴う新たな証明書の発行に関連する単位、種類の変更であり、手数料の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。
-------	--

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント
-----------------

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年7月30日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

基幹業務のシステム標準化に伴う新たな証明書の発行に関連する単位、種類の変更  
であり、手数料の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当す  
るため。

3 その他

上記については、  
総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分ま  
でとする。

4 問合せ先

総務部課税課 (Tel 043-421-6114)

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新：2025年7月30日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

### 詳細な理由

基幹業務のシステム標準化に伴う新たな証明書の発行に関連する単位、種類の変更であり、手数料の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。

### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)

[市民参加条例施行規則](#)

### お問い合わせ

課税課

電話：043-421-6114（市民税係）

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定](#)

情報が  
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 午前9時～午後4時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 教育部指導課 給食運営係

行政活動の名称	四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定				
概要	学校給食法第11条に規定する学校給食費の額の改定を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	その他金銭の徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R7年10月6日 四街道市教育委員会公告第1号	その他の公表 *1	市ホームページ R7年10月6日		
	計画等決定時期 *2	R7年12月25日制定	行政活動実施時期 *3	R7年12月25日公布 R8年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 教育部指導課 給食運営係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定			
概要	学校給食法第11条に規定する学校給食費の額の改定を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年10月公布 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	その他金銭の徴収に関するものであり、条例第6条第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市教育委員会公告第1号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年10月6日

四街道市教育委員会教育長 府川 雅 司



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

その他金銭の徴収に該当するため。

3 その他

上記については、  
教育部指導課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時00分から16時30  
分までとする。

4 問合せ先

教育部指導課 (Tel 043-424-8925)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

更新：2025年10月6日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

### 詳細な理由

その他金銭の徴収に関するものに該当するため。

### 参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2:前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関すること
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

[四街道市市民参加条例施行規則](#)

### お問い合わせ

教育委員会 教育部指導課

電話：043-424-8925

[ページの先頭へ](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加条例の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市道路占用条例等の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

× 定める AIチャットボットです! ご用件を伺います



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 環境部環境政策課 環境保全係

行政活動の名称	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定				
概要	環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準の一部改正に伴い、地質検査における測定方法の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成14年条例第1号)第6条において「土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。」と規定されており、環境基本法第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準の一部改正に伴う土質分析方法の改正であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	令和7年10月21日	公告第240号	その他の公表 *1	市ホームページ令和7年10月21日	
	令和7年11月11日	行政活動実施時期 *3	令和7年11月11日	実施段階(PDCA)*4	A
計画等決定時期 *2	令和7年11月11日	行政活動実施時期 *3	令和7年11月11日	実施段階(PDCA)*4	A
<p>*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載                  *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)                  *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)                  *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 環境部 環境政策課 環境保全係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定			
概要	環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準の一部改正に伴い、地質検査における測定方法の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和7年12月公布 令和7年12月施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成14年条例第1号)第6条において「土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。」と規定されており、環境基本法第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準の一部改正に伴う土質分析方法の改正であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和7年10月21日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行  
規則の一部を改正する規則の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  
（平成14年条例第1号）第6条において「土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全  
基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項  
に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。」と規定されており、  
環境基本法第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準の一部改正に伴う土質  
分析方法の改正であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

3 その他

上記については、

環境部環境政策課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時00分から16時30  
分までとする。

4 問合せ先

環境部環境政策課（Tel. 043-421-6131）

検索

(市民参加手続の適用除外) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

更新日：2025年10月21日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動について、同条第3項の規定により公表します。

## 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

## 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため

### 詳細な理由

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成14年条例第1号）第6条において「土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。」と規定されており、環境基本法第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準の一部改正に伴う土質分析方法の改正であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

### 参照条文

(条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例（外部リンク）](#)

[四街道市市民参加条例施行規則（外部リンク）](#)

## 関連資料

### お問い合わせ

環境部環境政策課

電話：043-421-6131



## 議題（3）

令和7年度

市民参加手続の実施予定（追加）の評価

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市道路占用条例の一部を改正する条例の制定			
概要	道路法施行令の改正に伴い、別表中の占用物件の区分を細分化及び追加するため並びにその他所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年12月公布 R8年4月施行	実施段階(PCDA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	字句を変更する等軽易なもの、関係法令の改正に伴いその基準に基づき道路占用料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定			
概要	道路法施行令の改正に伴い実施する四街道市道路占用条例の改正に合わせ、法定外公共物に係る占用料の額、徴収方法、滞納に係る督促及び延滞金の徴収について準用するようにするため及びその他所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年12月公布 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	字句を変更する等軽易なもの、関係法令の改正に伴いその基準に基づき法定外公共物の占用料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定			
概要	道路法施行令の改正に準じ、別表中の準用河川における占用物件の区分の改定を行うため所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年12月公布 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	関係法令の改正に準じその基準に基づき流水占用料及び土地占用料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定		
概要	令和7年内閣府令第80号及び第82号により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定を整備するもの。		
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)		

行政活動実施予定時期	R7年12月公布 R7年12月施行	実施段階(PCDA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
------------	----------------------	------------	---	---

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従い、又は参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)			

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概要	令和7年内閣府令第80号により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「国基準」といいます。)が改正されたことに伴い、四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)における同様の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和7年12月公布 令和7年12月施行	実施段階(PCDA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、参酌した結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第6号に該当するため。(国基準に合わせるよう改めることから、第3号に準ずるもの)			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定		
概要	令和7年内閣府令第80号により乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。)が改正されたことに伴い、四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第20号)における同様の規定を整備するもの。		
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)		
行政活動実施予定時期	令和7年12月公布 令和7年12月施行	実施段階(PCDA)	A P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	本件行政活動は国基準の一部改正に伴うものであり、国基準に従った結果、同活動による改正箇所は国基準に合わせるよう改めるものであることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 地域共創部みんなで課 地域づくり係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	第4次四街道市男女共同参画推進計画の中間年の見直し			
概要	令和4年度から令和13年度を計画期間とする第4次四街道市男女共同参画推進計画に係る中間年の見直しにおいて、市民意識調査により男女共同参画に関する意識を把握し、計画の見直し案を作成する。また、審議会において計画の見直し案について諮問答申を行い、パブリックコメントを通じ計画の見直しを行う。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R9年2月 策定	実施段階(PCDA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	第4次四街道市男女共同参画推進計画(案)に係るパブリックコメント	計画の見直し案最終段階での市民意見の聴取のため。	市民等	R9年1月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市男女共同参画審議会の開催	第4次四街道市男女共同参画推進計画の中間年の見直しとして、計画における成果指標等の審議をする。	有識者、関係団体の代表者、市民公募委員3名	R8年10月、11月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	四街道市男女共同参画市民意識調査	男女共同参画に係る市民の意識等の把握をするため。	市民2,000人(男女各1,000人)	R8年1月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント
-----------------

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市高度地区指定基準の制定			
概要	今まで県が策定していた指定基準に準じて都市計画決定を行っていたが、手続きを適切に進めるために、指定基準等を市が主体的に制定する。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月制定 R8年4月施行	実施段階(PDCA)	P	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市高度地区指定基準(案)に係るパブリックコメント	(案)に対する市民意見を募集するため	市民等	R7年11月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市都市計画審議会	(案)に対する諮問を行うため	委員13名(うち公募委員3名)	R7年10月～ R8年1月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画のガイドラインの策定			
概要	市街化調整区域について、都市的土地利用が図れる土地については第6次産業の活用や工業、物流施設等の産業立地を検討できるようにするため、土地利用方針及び地区計画のガイドラインを策定する。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R9年3月 策定 R9年4月 施行	実施段階(PDCA)	P	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画のガイドライン(案)に係るパブリックコメント	(案)に対する市民意見を募集するため	市民等	R8年12月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市都市計画審議会	(案)に対する諮問を行うため	委員13名(うち公募委員3名)	R7年10月～ R9年2月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	住民説明会	(骨子案)を周知するとともに意見を募集するため	市民等	R8年7月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国土強靱化地域計画の修正			
概要	四街道市国土強靱化地域計画の一部について、実施段階に合わせた修正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和8年3月修正 令和8年3月施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	当該修正は、計画実施過程において、国土強靱化に向けた対応方策を具現化するものとして別記に掲げた「リスクシナリオごとの主な事業」の概要等について修正するものであり、計画の主たる部分である施策の方向性について変更等を行おうとするものではないことから、条例第6条第2項第1号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市地域防災計画の修正			
概要	四街道市地域防災計画の一部について所要の修正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月修正 R8年3月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	国・県の計画修正と整合を図る必要がある点等、所要の軽易な修正を行うものであり、条例第6条第2項第1号に該当するため。			

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市こども計画の一部変更			
概要	「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、令和8年度から新たな給付として全国の自治体において開始されること、また、「満三歳以上限定小規模保育事業」が児童福祉法に基づき創設されたことに伴い、これらの事業に係る内容は、計画への必須記載事項となったことから、本市における対応を計画に加えるもの			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R 8年3月公布 R 8年3月施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市こども計画の一部変更に係るパブリックコメント	計画の変更段階での市民意見の聴取のため	市民等	令和7年12月～令和8年1月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市子ども・子育て会議	計画の変更に関する意見を聴取するため	委員数15人 (うち公募委員3人)	令和7年11月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定		
概要	建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。		
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)		
行政活動実施予定時期	R8年 3月公布 R8年 4月施行	実施段階(PDCA)	A P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)		
詳しい理由	令和7年11月施行の建築基準法施行令の一部改正に伴い、項ずれの修正を行うもので、第1号に該当するため。		

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第10期計画の策定			
概要	老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者の保健・福祉全般や介護保険サービス等の施策の方向性について定めるもの。(計画期間：令和9年度から令和11年度)			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R9年3月策定 R9年4月施行	実施段階(PCDA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	パブリックコメント	市民の意見を聴取するため	市民等	令和9年2月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	保健福祉審議会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	委員数15人 (うち公募委員3人)	令和8年5月 ～令和9年1月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	市民アンケート	市民の意見を聴取するため	市内在住の要支援・要介護認定者 1,600名	令和8年5月 ～令和8年6月
その他の方法(第5号)	介護団体・事業者意見聴取	市民・介護事業者の意見を聴取するため	介護団体・事業者	8年2月 ～令和8年7月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 上下水道部経營業務課 財務経営係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定			
概要	諸物価の上昇や流域下水道の単価改定等により損益が赤字となる厳しい経営状況の中で、市民生活を支える下水道事業の健全な経営を持続していくため、令和9年4月1日より下水道使用料の改定を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R 8年 9月公布 R 9年 4月施行	実施段階(PCDA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	下水道事業の健全な経営を持続するため、令和9年4月1日より下水道使用料の改定を行うもので、その他金銭の徴収に関するものである第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定		
概要	現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定しているため、屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備(簡易サウナ設備)に適用される基準を定める必要があることから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準について、所要の改正を行うもの。		
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)		
行政活動実施予定時期	令和8年3月公布 令和8年3月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)		
詳しい理由	対象火気設備等の種類及びその内容については、政令において総務省令で定めるものとされていること、同省令で定める条例制定基準については、消防法において市町村が従うべきとされている政令で定める基準の内、政令の委任を受けて定められているものであることから、第2項第3号に該当するため。		

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 保育係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例及び四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する規則の制定		
概要	令和8年度から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、全国の自治体において新たに、乳児等のための支援給付が実施されることに伴い、特定乳児等通園支援事業を利用する、乳児等支援給付認定保護者が負担する費用等について、必要な事項を定めるもの。		
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)		
行政活動実施予定時期	令和8年3月公布 令和8年4月施行	実施段階(PDCA)	P P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	利用者負担及び減免については、内閣府令で定める公定価格等に基づき規定するものであることから、第2項第3号に該当するため。

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定			
概要	令和8年度から全国の市町村において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく乳児等のための支援給付を実施することに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営について、法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定により条例で基準を定めるもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和8年3月公布 令和8年4月施行	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。以下「国基準」という。)に従い、又は参酌した結果、本件行政活動により制定する条例の内容はすべて国基準と同一であることから、第6条第2項第3号及び第6号に該当するため。(第6号については、参酌すべき基準部分も国基準に則っていることから、第3号に準ずるもの)			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定			
概要	①四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 令和8年4月1日から実施する乳児等通園支援事業の費用の受領についての規定及びその他所要の規定を整備するもの。 ②四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第1項の規定に基づき、四街道市立保育所において乳児等通園支援事業を実施するために必要な事項を定めるもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和8年3月公布 令和8年4月施行	実施段階(PDCA)	①A ②P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	①四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 本件行政活動は、四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に係る利用料等に関する規定を定めるものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、第6条第2項第5号に該当するため。 ②四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関する規則 本件行政活動は、四街道市立保育所における乳児等通園支援事業の実施に係る利用料等に関する規定を定めるものであり、国が定める法令や公定価格等の内容に基づき給付対象となる標準を上限としていること及びその他金銭の徴収に関するものであることから、第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定		
概要	子ども・子育て支援法等の一部改正、地方税施行令の一部改正及び国民健康保険事業の健全な運営を図るため所要の規定の整備を行うものです。		
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)		

行政活動実施予定時期	R 8 年 3 月 公布 R 8 年 4 月 施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
------------	------------------------------	------------	---	---

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)
-------------------	--

詳しい理由	国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の追加、賦課限度額及び税率を改定するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。
-------	---

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部総務課 文書法務係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市行政手続条例の一部を改正する条例の制定		
概要	行政手続法の一部改正に伴い、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達をデジタル化するとされたことにより所要の規定の整備を行うもの。		
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)		

行政活動実施予定時期	R 8年3月公布 R 8年5月施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
------------	----------------------	------------	---	---

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は行政手続法(平成5年法律第88号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は同法に合わせるよう改めるものであることから、第6条第2項第3号に該当するため。			

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部 高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定			
概要	給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しにより介護保険料の収入不足が生じることを防ぐために行われた介護保険法施行令の改正に伴い、四街道市介護保険条例の一部を改正するもの			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年4月施行	実施段階(PCDA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであるため第5号適用			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント



## 議題（４）

令和８年度

市民参加手続の実施予定の評価

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部土木課 工事・管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道駅北口第1自転車駐車場他整備計画について			
概要	四街道駅北口第1自転車駐車場は老朽化に伴い今後、北口第1自転車駐車場等を再整備するにあたり、事業費がおおむね5億円以上となることから意見募集を行うとともに都市施設として北口第1自転車駐車場については都市計画決定されていることから都市計画変更手続を行う			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R 1 1 年 1 0 月 工事着手予定	実施段階(PDCA)	P	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	パブリックコメント	市民の意見を聴取するため	市民等	R 8 年 9 月 予定
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	都市計画審議会	計画策定に関する一連の審議により意見を聴取し計画を決定するため	委員数13人 (うち公募委員3人)	R 9 年 2 月 予定
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 保育係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則及び四街道市保育所等における保育の利用の調整に関する事務取扱要領の一部を改正する告示の制定			
概要	共働き世帯が増加し、働き方やライフスタイルの変化に伴い、利用希望市民のニーズも多様化していることから、保育所等の申込状況を踏まえた、より適切な利用調整を実施するために改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和8年9月公布 令和8年10月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市保育所等における保育に関する規則等の改正に係るパブリックコメント	保育所等利用調整基準、優先事由及び調整事由の見直しに伴う市民意見の聴取のため	市民等	令和8年4月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部 障がい者支援課 支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市障害者日常生活用具給付等規則の一部を改正する規則の制定			
概要	身体に障がいのある方や難病患者等の日常生活をより快適にするため、日常生活用具を給付しています。今回、近隣市の制度を比較調査し、現状に合わせた用具の見直しや追加を行うとともに、こどもの所得制限の撤廃、規則全体の整理を行います。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年4月意見提出手続 R8年7月施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市障害者日常生活用具給付等規則の一部を改正する規則(案)に係るパブリックコメント	四街道市障害者日常生活用具給付等規則の一部を改正する規則での市民意見の聴取のため	市民等	R8年4月～5月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

## より良い市民参加手続きに向けた取り組み（案）について

令和6年度第2回市民参加推進評価委員会において、現状の市民参加手続きに関連し、「意見提出手続き」に加えて実施している手続きについて、「審議会等手続き」や「市民会議手続き」に限定しない方向性を検討している旨を説明し、情報交換を行いました。

### 【委員会における各委員の意見】

- ・ SNSを活用し、市民参加手続きについて、広く周知できるといい。
- ・ アンケートの設問はシンプルなものがいい。
- ・ 行政活動にどのように反映されたか、わかりやすく可視化し、広く周知するといい。

## 1 市民参加制度の周知と改善に向けた方向性

これまで市の広報紙やホームページなどを活用し、市民への情報提供に努めてきました。しかし、令和6年度第2回市民参加推進評価委員会における各委員からの意見等を踏まえ、市民に市民参加制度を広く知ってもらい、参加のきっかけを作ることが重要と考えました。そこで、SNSなどを活用した効果的な情報発信を強化するとともに、市民がより参加しやすくなるよう、市民参加手続きについて必要な改善を図ります。

## 2 SNSを活用した情報発信の強化

### ① 市民参加の機会に関する情報発信

行政活動の目的を踏まえ、対象とするターゲット層を的確に把握し、概要版やイラストなど、わかりやすく興味を引く資料を作成して効果的な情報発信を行います。その際、これまでの広報紙やホームページ、市内施設への資料配架での情報提供に加え、市が設置する登録制メール「メール配信サービス（審議会等会議開催メール）」を新たな情報発信の手段として活用します。さらに、広報紙の紙面の制約を考慮し、広報紙にQRコードを掲載することでホームページへ誘導し、補足情報を提供します。

### ② 市民意見の反映状況に関する情報発信

収集した意見が行政活動にどのように反映されているかを可視化することで、市民参加の透明性を向上させ、市民の参加意欲を促します。そのため、ホームページへの掲載に加え、メール配信サービスや広報誌にQRコードを活用し、情報発信を拡充するとともに、広報誌で伝えきれない内容をホームページで補足します。

### ③ 市民参加制度に関する周知・啓発

市民参加への理解を促進するため、①および②の情報発信を通じて、市民参加の意義などを伝えます。

## 3 周知・公表方法の統一様式の見直し

現在使用している市民意見手続き（パブリックコメント）の実施結果では、市民意見の反映状況について数値化し、市の考え方や反映状況を公表しています。加えて、どの世代がどのような内容に興味・関心を持っているかを数値化し、市民が市民参加への関心を持てるよう見直します。

#### 4 市民参加手続きのオンライン化による効率化

現在、パブリックコメントにおける意見の提出方法は、書面（直接提出・郵送）、電子メール、FAXの3種類ですが、新たなチャンネルとしてオンライン申請システム「LOGOフォーム」を導入します。これにより、必要な記載事項を様式化でき、手続きが簡素化されるとともに、氏名などの記載漏れを防ぐことが可能になります。さらに、各行政活動の意見の提出方法を統一することで、市民参加手続きの傾向（年齢、性別、関心のある行政活動など）を統計的に集計できるようになります。この集計データを活用することで、今後の行政活動や市民参加手続きの運用をより効果的に進めることを考えています。

#### 5 市民参加手続きの運用の適正化

##### ① 職員向けマニュアルの見直し

これまでの市民参加手続きの事例や判断基準を追加するとともに、市民参加手続きの際の注意点をまとめたチェックリストを作成するなど、必要な見直しを行います。

##### ② 第三者機関による継続的な評価

市の機関が実施する市民参加手続きについて、有識者や公募による市民で構成された審議会等によりPDCAサイクルを評価し、適正であるかを継続的にチェックします。

以上